

成田市小規模特定事業に関する事務取扱要領

平成29年3月23日

令和3年4月27日

(目的)

第1 この要領は、成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例（以下「条例」という。）に該当しない500平方メートル未満の埋立て（以下「小規模特定事業」という。）に対して必要な措置を規定し、事業者等に要請することで、自然環境及び生活環境を保全するとともに災害の発生を未然に防止し、もって住民の健康で安全かつ快適な生活を確保することを目的とする。

(用語の意義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物以外のもので、土地の埋立て、盛土及び堆積行為の用に供するものをいう。
- (2) 小規模特定事業区域 小規模特定事業を行う土地の区域をいう。
- (3) 事業主等 小規模特定事業を行う者(請負契約により特定事業を行う者を含む。)及び小規模特定事業区域内の土地の所有者をいう。

(事業主等の責務)

第3 事業主等は、小規模特定事業区域を超える埋立てとならないよう留意して事業を行うものとする。

- 2 事業主等は、埋立てに用いる土砂等において、安全基準に適合しない土砂等を用いた埋立てを行ってはならないものとする。

(市の責務)

第4 市は、小規模特定事業による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、小規模特定事業の状況を把握し、不適正な小規模特定事業があった場合は、ただちに是正に係る指導及び措置を行うものとする。

(小規模特定事業の届出)

第5 市は、小規模特定事業について事業者より相談があった場合は、500平方メートル未満の小規模特定事業に係る届出書（別記様式）により届出をするよう依頼するものとする。ただし、成田市土地の埋立て等及び土砂等の規制に関する条例施行規則別表第2に掲げる許認可を伴う小規模特定事業に関しては、これを省略できるものとする。

(届出書に係る添付書類)

第6 前項の規定による届出書に係る添付書類は、以下の各号に掲げるものとする。

- (1) 小規模特定事業区域が500平方メートル未満であることを示す書類（求積図等）
- (2) 小規模特定事業区域の現況写真
- (3) 搬入予定の土砂等の発生元に係る資料
- (4) 事業区域が分かる位置図（案内図）
- (5) 現況平面図及び断面図
- (6) 計画平面図及び断面図
- (7) 土量計算書

(違反行為に対する措置等)

第7 市は、届出された小規模特定事業において、安全基準に適合しない土砂等（再生土等を含む）を利用した埋立てまたは小規模特定事業区域を超えた埋立てを確認したときは、条例第30条及び第31条の規定に基づき、次の各号に掲げる措置を、埋立ての行為者に対し指導及び命ずるものとする。

- (1) 安全基準に適合しない土砂等を使用した埋立て 土砂等の撤去
- (2) 届出された小規模特定事業区域を超えた埋立て 届出された小規模特定区域を超える土砂等の撤去及び崩落、飛散または流出による災害の発生を防止するために必要な措置

2 市は、前項に掲げる措置を行った際は、撤去の確認を行うものとする。また、撤去先についても、可能な限り確認を行うものとする。

附 則

この要領は、平成29年3月23日から施行する。

この要領は、令和3年4月27日から施行する。